

意見書

平成19年7月20日

総務省情報通信政策局情報通信政策課

通信・放送法制企画室 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) どうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 おの でら ただし  
小野寺 正

『「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」に対する意見募集』に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
-	-	-	<p>&lt;はじめに&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信・放送の融合・連携が進展しつつある現状を踏まえると、法体系をレイヤー型に転換し、規律をできるだけ簡素化することについては、公平な競争を促進し、情報通信産業の進展に繋がるものであり、賛成します。</li> <li>ただし、法体系の見直しにあたっては、現在のNTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルール(NTTに対するドミナント規制、接続ルール等)が、新しい法体系においても引き続き担保されることを前提とすべきと考えます。</li> <li>プラットフォーム機能やコンテンツレイヤーについては、情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出を促し、多様なサービスが提供されることにより、ユーザー利便の向上が図られることが重要です。過剰な規制を課すことによって市場の発展を阻害することのないよう、配慮する必要があります。</li> <li>また、レイヤーを超えた垂直兼営規律については、ボトルネック設備を保有する事業者がレイヤーを超えて市場支配力を濫用することにより、公正競争促進や情報の円滑な流通が妨げられることのないよう、制度的な措置を検討する必要があります。</li> </ul>
6 頁	9 行-21 行	<p><u>2 通信・放送法制の抜本的再編の方向性</u>            (3) 具体的枠組み～レイヤー型法体系への転換・規律の集約化</p> <p>現在の我が国の通信・放送法体系を、個々のコンテンツやサービスのネットワークにおける情報流通の中での位置づけ・役割の違いに応じて規律することとする。さらに、レイヤー内の規律を可能な限り簡素化するとともに、レイヤー間の規律の明確化を図ることにより、全体としてネットワーク及び情報流通のオープン性・普遍性を確保する世界最先端の法体系に転換することが適当である。</p> <p>具体的には、現在のいわゆる「縦割り規律」に基づく通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の円滑な流通や情報通信産業の競争促進を図ることを目的として、法体系をレイヤー構造に再構成し、一本化することについて賛成します。</li> <li>ただし、どのようにレイヤーを区分するか、という点については十分に議論する必要があります。</li> <li>法体系の見直しの検討は、情報の自由な流通を確保するため、原則として規制を緩和する方向で行うべきです。ただし、現在のNTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルール(NTTに対するドミナント規制、接続ルール等)については、新しい法体系においても担保されることが重要です。</li> </ul>

		<p>信・放送法体系を抜本的に見直し、情報通信を、機能や求められる役割に基づき、情報を作成・編集・表現した形態である「コンテンツ」、情報の円滑な流通を媒介する「プラットフォーム」、情報を電磁的手段により送り、伝える「伝送インフラ」の3つのレイヤーを基軸として分類し、それぞれの規律の内容について検討する。その上で、各レイヤーの規律の基本理念を踏まえ、それぞれのレイヤー毎に(必要な場合レイヤー間も含め)できる限り法律を集約し、全体としても法技術的に可能な限り大括り化し、「情報通信法(仮称)」として一本化を目指すべきである。</p>	
7頁-8頁	32行-8行	<p><u>3 コンテンツに関する法体系のあり方</u> (1) 基本的な考え方</p> <p>成熟した規律体系である放送法制を基本として、「必要最低限のルールを自律原則とともに保障し、表現の自由を確保する」という理念を堅持しつつ、情報の自由な流通を確保する観点から、社会的機能及び社会的影響力に重点を置いて、技術中立的にコンテンツ規律体系を一元的に再構築し、安全・安心なコビキタスネット社会の構築に向けた環境整備を図ることが適当である。</p> <p>具体的には、「公然性を有する通信」のうち現在の放送と類比可能なコンテンツ配信サービスについて、現在の放送を含め「メディアサービス(仮称)」として一体化し規律することとし、その他の「公然性を有する通信」を「公然通信(仮称)」として違法・有害コンテンツ流通対応を制度化することを検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテンツ規律に関する法体系を統合し、再構成することについて賛成します。</li> <li>ただし、情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出を促す観点から、規律は最小限に留める必要があります。そのため、例えば何を「特別メディアサービス」の対象とするか等、コンテンツを分類する基準については十分な議論が必要です。</li> </ul>
8頁	24行-30行	<p>(2) メディアコンテンツ規律の再構成</p> <p>「メディアサービス」について、コンテンツの社会的機能・影響力に基づき類型化した上で、その社会的機能・影響力の程度に応じて、現行の放送規制を緩和する方向で「階段状」に整理すべきである。</p> <p>その際、特別な社会的役割を担う「メディアサービス」は、「特別メディアサービス(仮称)」として、現在の放送のコン</p>	

		<p>テンツ規律を維持し、その他の「メディアサービス」(「一般メディアサービス(仮称)」)については規律を緩和する方向で検討すべきである。</p>	
8頁	9行-11行	<p><u>3 コンテンツに関する法体系のあり方</u> (1) 基本的な考え方</p> <p>なお、このような制度の見直しに関連して、著作権法の強制許諾制度の特例措置など、放送ないし有線放送を対象として設けられている制度も見直しが必要となることにも留意が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の見直しに際して、関連法制の見直しを行うことに賛成します。</li> </ul>
10頁	13行-19行	<p><u>3 コンテンツに関する法体系のあり方</u> (3)「公然通信」</p> <p>「公然通信」に係るコンテンツに関しては、現在は「通信の秘密保護」を踏まえ、コンテンツ規律について「プロバイダ責任制限法」などを除き制度化していない。しかし、インターネットのメディア化の急速な進展や、有害コンテンツが社会問題化している現状を踏まえ、「通信の秘密保護」の根拠は匿名による表現の自由の確保とプライバシーの保護(狭義の通信の秘密)にあるとの視点から、保護の範囲と程度を捉え直すべきである。その上で、有害コンテンツを含め、表現の自由と公共の福祉の両立を確保する観点から、必要最小限の規律を制度化することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が自主的に行っている違法・有害コンテンツへの対応について、法的根拠や対応基準の明確化が図られることは有意義であると考えます。ただし、「通信の秘密」や「表現の自由」との整合性の観点から、規制の範囲は最小限に留めるべきであると考えます。</li> <li>また、「公然通信」については、不特定多数の発信者が存在するため、事業者が違法・有害情報に関する適正性判断に関与することは困難であることに留意する必要があります。</li> </ul>
11頁	14行-20行	<p><u>4 プラットフォームに関する法体系のあり方</u> (1) 基本的な考え方</p> <p>ユビキタスネットワーク社会の健全な形成という観点から、このようなネットワークの機能・構造の変化を踏まえ、ネットワークにおける事業者間の自由かつ公正な競争を促進するため、必要な範囲でプラットフォーム機能に対しても、例えばサービス提供における不当な差別的取扱いの禁止など、オープン性を確保するための規律を、その必要性も含めて検討することが必要である。ただし、プラットフォーム機能については、技術革新に対応して最も変化の激しい分野で</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な範囲でプラットフォーム機能に対して、オープン性を確保するための規律の必要性を検討することについて賛成します。ただし、その際には、プラットフォームの定義についての認識を共有した上で、オープン化によって情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出が妨げられ、競争が阻害されることのないよう、十分な議論を行うべきと考えます。</li> <li>なお、ボトルネック設備と一体で構築されるプラットフォーム機能については、当該機能を保有する事業者によって市場支配力が濫用されることのないよう、オープン化についての検討が必要と考えます。</li> </ul>

		あり、一定の規律を適用する場合にもその必要性について不断に見直すことが求められる。	
13 頁-14 頁	27 行-2 行	<p><u>5 伝送インフラに関する法体系のあり方</u> (1) 基本的な考え方</p> <p>伝送路・端末の「融合」が加速するなかで、いつでも、どこでも、低廉に情報が入手できるようにするためには、事業者が、通信・放送の区分にとらわれずに自由にサービスを提供できるようにすることが重要である。また、そのような情報通信サービスの多様な展開は、我が国の情報通信産業全般の国際競争力強化という点からも必須である。伝送サービスや情報通信端末の経済・社会への高い波及効果、国家戦略上の重要性を踏まえ、経済社会的視点に配慮しつつ、ネットワーク規律全般の簡明化・柔軟化を図ることが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク規律全般の簡明化、柔軟化を図ることについて賛成します。ただし、その際には現在のNTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により担保されている公正競争ルール(NTTに対するドミナント規制、接続ルール等)については、新しい法体系においても担保されることが重要です。</li> </ul>
16 頁	17 行-20 行	<p><u>6 レイヤー間の規律のあり方</u> (2) 異なるレイヤー間の取引規律</p> <p>地域密着性や大規模災害など非常時における情報伝達など、あまねく普及すべき高い公共性を有するコンテンツ配信については、一定の義務を配信プラットフォームや伝送サービスに課す必要性について検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い公共性を有するコンテンツ配信について、配信プラットフォームや伝送サービスに、一定の義務を課す必要性を検討することに賛成します。</li> </ul>
17 頁	6 行-15 行	<p><u>6 レイヤー間の規律のあり方</u> (3) レイヤーを超えた垂直型兼営規律</p> <p>自由な経営判断に基づく企業の事業展開を尊重しつつ、ロックイン効果や寡占性などが認められ、メディアの多元性確保・公正競争促進が妨げられる場合には、必要な限度で垂直型事業統合・兼営の制限など制度的に措置することについて、必要性を検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>垂直型事業統合・兼営の制限など制度的に措置することについて、必要性を検討することに賛成します。なお、その際には、特に、ボトルネック設備を保有する事業者が事業領域を拡大し、レイヤーを超えて市場支配力を濫用することによって、公正競争促進や情報の円滑な流通が妨げられることのないよう、留意する必要があると考えます。</li> </ul>

以上